

# 古代の稲穀倉と地方財政

— 越前国加賀郡を中心に —

Ancient Rice Granaries and Local Finances  
— Centering on Kaga-Gun Echizen —

舟尾好正

Yoshimasa Funao

はじめに

正倉院には天平時代の諸国の収入支出の状況を年度別に稲穀を中心<sup>1</sup>に克明に記した帳簿が残されている。これらの数値を分析すると、当時の一国単位の財政状況をかなり正確にすることができる。ところが、二〇数通の正税帳<sup>2</sup>や郡稲帳はいずれも断簡であり、検討の対象となるべき項目を記載した部分が残っているものはさほど多くはない。古代の帳簿の記載の分析を通して当時の社会経済の問題を考えることに関心があり、金沢地域を含む越前国の正税帳について検討したことがあるが、加賀国成立以前の天平期の加賀郡<sup>3</sup>においても財政の豊かさには瞠目すべきものがあつた。その後、金沢の地に奉職させていただくことになったのは不思議な縁である。この度、記念号に執筆の機会与えられのを期に、稲穀を中心とする財政面から、越前国の全国的レベルでの位置づけを試み、同時に加賀地方における稲の生産力について考えてみたい。

## 一 天平期の稲穀倉からみた地域格差

小論は天平期の諸国の財政帳簿に記載された稲穀倉<sup>4</sup>からこの時期の地方財政や農業生産力の地域格差がどの程度であったかという問題関心のもとに、大雑把な感觸を得ることを目的とし、細かい部分を捨象して敢えて試みたものである。稲穀の保有量の多寡によって生産力の差を比較する場合、帳簿における年度末の穎稻・稲穀

の残高や田租の徴収量などの数値を比較するのが適当であると思われるが、残念ながら求めるデータを同じ年度の諸国の帳簿によって多数揃えられるという状況にはない。また、それらの数値は、自然条件によっても大きく変化する。正税帳が多数残っている天平期は、全国的に天然痘が大流行した時期であることはよく知られている。救済のための支出も例年になく多く、死亡者も多数に及んだために、貸付けた公的な稲の回収率は極度に減少するという例も認められ、年度末の残高は減少するということもある。また、天平二年度の数値と天平十年度の数値を同列で比較した場合、この間の稲穀の貯蓄量を無視することになる。

ところが、それらを収める稲穀倉の数値は増減幅が比較的少なく、その国の財源である穎稻・稲穀をほぼ収納しうる数に到達しているとみられ、相対的な意味において、その国の生産力を代弁しているとみて大過ない。このようなことから、国別に把握されている倉の数値に注目し、それらを比較検討することによって地域格差をある程度推定することは可能であると思われる。以下において、稲穀倉の数値の比較を通して当時の国別の財政状況の格差を推定してみたい。

## 二 正税帳の倉の記載について

天平期の諸国の正税帳には当該年度の稲穀の収支残高に続けてそれらを収納する倉の数値を克明に書き上げている。小論では一国単位での倉の保有数を問題とするために、各帳簿において一国全体の総数を記載した部分、いわゆる「首部」に求める数値が残存する例、または、所属郡の各郡の記載から確実に一国全体の総数を逆算できる例（和泉監）に限定して検討した。その結果、奈良時代の正税帳や郡稲帳として正倉院に残る二〇数通のうち、以下の一一例が検討の対象となる。関係部分の記載は以下の通りである。

### (1) 「天平二年度 大倭国正税帳」

正倉壹伯肆拾壹間

不動穀倉二間 穀倉卅二間 穎倉廿三間  
雑色稲納倉八十四間

〔大日本古文書〕一一三九七頁

(2) 「天平二年度 尾張国正税帳」

正倉壹佰伍拾壹間 一十間法倉

新營肆間

借倉壹拾參間

合壹伯陸拾捌間

納雜色稻壹拾伍間

定壹伯伍拾參間

穀倉玖拾間 六十四間 不動 (以下欠損)

〔大日本古文書〕一—四—四頁

(3) 「天平二年度 越前国正税帳」

正倉貳伯捌拾肆間 破沫間 遺貳伯柒拾柒間 新造倉玖間 格倉 五間

屋壹拾貳間 新造屋壹間 倉下參間 借倉壹拾壹間 借屋參拾間

合參伯肆拾參間 不動穀倉<sup>△</sup>一間 穀倉八十八間 倉下二間 屋八間 穎倉八十間 倉下一間 屋卅四間 櫛倉廿間 空倉六十三間 屋二間

〔大日本古文書〕一—四—二九頁

(4) 「天平二年度 紀伊国正税帳」

正倉玖拾間 空七間 借納郡稻二十一間 借納公用稻一間 借納義倉二間

穀倉肆拾間 不動<sup>△</sup>十九間 借納地子一間

粟穀倉壹間

穎倉貳拾肆間

鑑壹拾伍勾 不動六勾 動九勾

〔大日本古文書〕一—四—二〇頁

(5) 「天平四年度 隱岐国正税帳」

都合正倉伍拾伍間 破壞一間 定伍拾肆間 不動穀倉一十五間 動用穀倉四間

六間 義倉三間 櫛 倉五間 空五間

鑑貳拾勾 不動鑑四勾留國 正倉印壹枚 常鑑一十六勾

〔大日本古文書〕一—四—五三頁

(6) 「天平九年度 和泉監正税帳」(郡別記載)

(大鳥郡)

正倉貳拾柒間 不動八間 動用二間 穎稻五間 借納放生稻一間 空十一間

屋貳宇 並穎稻

〔大日本古文書〕二—一—八一頁

(和泉郡)

正倉貳拾間 不動十間 動用二間 穎三間 空四間 借納義倉一間

屋參宇 穎稻二字 空一字

〔大日本古文書〕二—一—八四頁

(日根郡)

正倉壹拾肆間 不動三間 動用一間 穎六間 空四間

屋貳宇 穎一字 空一字

〔大日本古文書〕二—一—九四頁

(7) 「天平九年度 長門国正税帳」

正倉壹佰捌拾柒間 破壞五間 遺壹伯捌拾貳間

今造新倉貳間 凡倉

合定正倉壹伯捌拾肆間

借倉貳拾間 止五間 遺參間

借屋捌間 遺參間

都合定 貳伯柒間 不動穀倉<sup>△</sup>一間 動用穀倉五十八間 櫛倉八間 穎倉六十九間 空倉卅一間 印壹面

鑑伍勾

〔大日本古文書〕二—一—三六頁

(8) 「天平十年度 駿河国正税帳」

正倉貳伯捌間 土倉七間 凡倉二百一間 新造貳間 凡倉 修理伍間 凡倉

稅屋貳拾間 新造二間

借倉壹拾貳間

借屋壹拾間

都合定貳伯伍拾間 不動穀倉百十五間 動用穀倉十四間 動用穀借屋七間 糶倉九間 糶借倉四間 粟倉二間 糶借倉五間 糶稻倉五十六間 糶稻稅屋十六間 糶稻借倉一間 糶稻借屋三間 空倉十二間 空稅屋四間 空借倉二間  
 鑑壹拾陸勾 不動鑑七勾 糶倉鑑一勾 不動七一口 常鑑七勾 鹽倉鑑一勾 正倉印一口

## (9) 「天平十年度 周防国正稅帳」

正倉壹伯肆拾柒間 新造貳間 合壹伯肆拾玖間  
 屋壹拾間  
 借倉參間  
 倉下肆間

都合壹伯陸拾陸間 不動穀倉五十四間 動用穀倉卅四間 糶倉七間 糶倉・三間 糶屋一十間 糶倉下四間 空倉一十四間  
 鑑壹拾貳勾 不動鑑六勾 常鑑六勾

## (10) 「天平十一年度 伊豆国正稅帳」

正倉捌拾伍間  
 法倉壹拾間 在礎八間 无礎二間  
 凡倉柒拾伍間 无礎  
 穀倉參拾貳間  
 不動倉貳拾陸間  
 動用倉陸間

穎倉參拾柒間  
 糶倉肆間  
 空倉壹拾貳間  
 鑑壹拾貳勾  
 不動倉鑑陸勾  
 常鑑陸勾

## (11) 「天平四年度 越前国郡稻帳」

正倉伍間 空四 實壹間 屋參間 空 納借倉伍拾參間 屋壹拾伍間 并陸拾玖間  
 (『大日本古文書』一一四六五頁)

(『大日本古文書』二一一九八頁)

(『大日本古文書』二一一三三頁)

(『大日本古文書』二一一四四頁)

数値の整理に移る前に、正稅帳や郡稻帳における倉の記載方式の差について少し説明しておきたい。天平二年度には、大倭・紀伊・尾張・越前の四箇国の正稅帳に一国全体の正倉数の記載がみえるが、これら同一年度の倉の記載を仔細にみると、大倭・紀伊・尾張の三箇国と越前とは正稅帳上での倉の扱いが異なる。大倭・紀伊・尾張の三箇国の正稅帳では正稅を收納した正倉以外に、正稅とは別個に管理運用されている郡稻・公用稻・義倉などを収めた倉を「雑色稻納倉八十四間」(大倭)・「納雑色壹拾伍間」(尾張)とか「借納」(紀伊)などと記載され、正倉の合計の数値に算入されているのに対し、同じ天平二年度の帳簿でありながら、越前正稅帳では郡稻倉などの「雑色稻」を收納していた倉は除外され、正倉の合計には加えられていない。越前国の場合、年次の近い天平四年の越前国郡稻帳(11)が残されているので確認できるのであるが、郡稻を収める倉として六九間の郡稻倉が記載されている。同様にその他の官稻はそれぞれ別の帳簿に記載されていたと推定される。後述のごとく、天平六年にはこれらの雑官稻は正稅に一本化<sup>10)</sup>されるので、收納倉の区別もなくなるが、それ以前は別個に運営されていたために、郡稻・公用稻などの雑官稻を收納した倉は正稅を收納している倉とは区別にされていたのである。天平四年度の隱岐国の場合も、前掲の史料(5)には郡稻倉や公用稻倉などがみえるから、上記の引用史料の中では越前(3)だけがやや異例だということになる。以上を要するに、天平六年以前の正稅帳における雑官稻の收納倉の扱いはつぎの三種類の方式に整理できる。

- (1) 「雑色稻納倉」(大倭)・「納雑色稻」倉(尾張)として正稅倉の記載に続けて一括して計上する方式。
- (2) 官稻の種類別に正稅倉の記載に続けて倉の数値を書き上げる方式(紀伊・隱岐)。
- (3) 正稅倉以外についてはまったく触れずに正稅收納倉のみに限定する方式(越前)。

このような差が認められると、越前国正稅帳のように雑官稻の倉を計算に入れていない数値と、(1)・(2)のように算入している数値とは同一基準で比較はできない。大倭・紀伊・尾張の諸国のような形式で記載するとすると、越前では郡稻倉に加えて公用稻などの多様な官稻を收納した倉も計上しなくてはならない。各国の倉の数

値を比較する場合、このような記載方式の違いをどのように処理するかは容易ではないが、一応記載通りの数値を整理した上で、越前国などの例は別個に考慮したい。

### 三 天平期の越前国の稲穀倉

以上の記載をもとに、国別に正倉の数値を整理したものが表1と図1である。総数からみると、天平二年度の越前がもっとも多く、駿河・長門・尾張がそれに続く。一郡あたりの倉の保有数を算出した平均値でみると、トップの越前はかわらないが、二位と三位は入れ替わり、長門・駿河・伊豆がそれに続く。より公平を期するには、郡の規模や倉の種類や規模などの差を考慮して検討する必要があるが、技術的に不可能であり見送らざるをえない。一郡あたりの倉の数の多寡でみた場合、二位以下の諸国には天平九年度以降に作成された税帳のデータがならぶ。越前の場合には天平二年度段階のデータであり、天平十年前後のものとは同列に比較はできない。毎年倉の増加分に加えて、天平六年の官稲混合による増加分も考慮しなくてはならないからである。

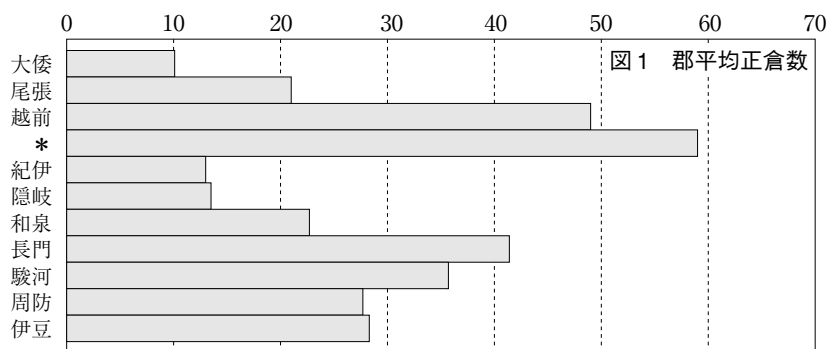
まず、天平六年の官稲混合と倉の数について触れておく。当時の諸国には、上記のような正税帳に収入・支出の記載を義務づけられていた正税と称される稲穀や類稲の収納倉とは別に、郡稲帳に記載された郡稲を収納した郡稲倉や様々な用途にもちいる稲を収納した倉が相当数存在したことは先に触れた。上記の紀伊国正税帳(2)には「空倉」に続けて「借納郡稲一十一間 借納公用稲一間 借納義倉二間 借納官奴婢食料税四間 借納地子一間」とあって、「借納」というかたちで「郡稲」・「公用稲」・「義倉」・「官奴婢食料税」・「地子稲」を収めた倉が記録されている。「空倉」の後に続けて書き上げられていることに意味があり、借納されている倉は実際に使用されていても正税用の「空倉」以下の扱いであり、正税収納のための倉とは峻別するという意識が認められる。ところが、この「郡稲」・「公用稲」などの諸種の官稲は、駅起稲以外は天平六年に正税に混合して運用されるという制度的な変更がなされた<sup>1)</sup>。これがいわゆる官稲混合である。その結果、天平六年度以降は郡稲・公用稲などを収めた倉を「雑色稲納倉八十四間」(大倭)・「納雑色壹拾伍間」(尾張)とか「借納」(紀伊)などと正税収納倉と区別して記録する必

要はなくなった。したがって、天平六年以降の正税帳に記載された倉の数値には区別して表記されないが、官稲混合以前の正税帳には郡稲帳・公用稲帳・義倉帳などといった別の帳簿に計上されていた雑官稲を収めた倉の数値が含まれている。天平二年度の大倭・紀伊・隠岐の正税帳ではそれらの関係帳簿にみえる倉の数量を転記して正税の正倉の数値に加えているが、越前国では転記し加算することを省略していたのであり、それらの稲穀を収納した別会計の倉が存在しなかった訳ではない。したがって、倉の数値を比較する場合、まずその差額を考慮しなくてはならない。さいわい越前の場合には、上掲史料(11)に示したように、天平四年度の郡稲帳が残されており、郡稲倉の総数がわかる。越前国郡稲帳の首部では合計六九間の倉があ

表 1

年度	国名	郡数	合計	郡平均	不動穀	動用穀	穎稲	楠	粟	空
2	大倭	14	141	10.1	2	32	107	0	0	0
2	尾張	8	168	21.0	64	26	-	-	-	-
2	越前	7	343	49.0	41	98	120	20	0	64
2	紀伊	7	*90	13.0	19	21	41	0	3	7
4	隠岐	4	54	13.5	15	4	22	5	3	5
9	和泉	3	68	22.7	21	5	20	0	1	21
9	長門	5	207	41.4	41	58	69	8	0	31
10	駿河	7	250	35.7	115	21	76	13	7	18
10	周防	6	166	27.7	54	34	57	7	0	14
11	伊豆	3	85	28.3	26	6	37	4	0	12

\*注7参照。



\*越前国郡稲倉を加算した数値。

ったことが知られる。天平二年度の越前国正税帳にみえる三四三間を加えると、この時点で四一二間（郡別約五九間）となり、表1で二番目に多かった駿河国の数値との差は一六〇間を超える。これは雑官稲のうちの郡稲収納倉のみを考慮したものであり、公用稲・地子稲などを収納した倉や義倉なども相当な数になるはずであるが、その分の吟味は不確定要素が多く、ここでは保留しておきたい。

つぎに、毎年倉の増加分も考慮しなくてはならない。越前のデータは正税倉が天平二年度の数値であり、郡稲倉が天平四年度の数値である。天平十年前後の諸国の数値とどの程度の差があるのかをしるためにこの間の増加分を試算しておきたい。

天平二年度の越前国正税帳では

正倉貳伯捌拾肆間 破沫間 遺貳伯沫拾沫間  
 新造倉玖間 格倉五間 屋壹拾貳間 新造屋壹間  
 倉下参間 借倉壹拾壹間 借屋参拾間 合参伯肆拾参間

〔大日本古文書 一四二九頁〕

とあり、天平二年度で「新造倉玖間」と「新造屋壹間」の合計一〇間の倉が増えていいる。破損している七間の正倉を除いた利用可能な正倉二七七間と屋二二間の合計二八九間に対する割合は約三・五%である。越前の他にも尾張に四間、駿河に三間、長門・周防に各二間の新造倉や新造屋が書き上げられている。年度によって増設数は異なるであろうが、毎年単純に一〇間ずつ増加すると仮定して、天平三年から天平十年までの八年間では八〇間程度の倉が増える計算になる。他に郡稲倉の増加分も考慮する必要があるが、越前郡稲帳の倉庫に関する記載には新造倉や新造屋の記載がない。おそらく増加する稲の収納には借倉や借屋を設定して対処していると考えられるので、あらたに新造するのではなく、借倉・借屋の増設というかたちで実質的な倉の増加を図っていたと考えられる。この場合、増加数は不明であるが、かりに正税倉の場合と同程度の増加を見込んだ場合、六年間で一四間程度の増加となる。

これらを総合すると、越前国には天平十年度には約五〇〇間以上の倉があったと推定される。この数値は倉の総数で越前に次いで多かった駿河国の二五〇間の約二倍に相当する。一郡平均でも天平十年当時、平均七二・三間となり、二位の駿

河国の一・七倍にも達する。以上のような計算の結果、越前国の稲穀倉は二位の国の数値をはるかに超えた圧倒的な多さを示している。比較検討した国以外にも多数の倉をもつ国々が存在したことは充分考えられるが、それらのほとんどは一位と二位の大きな格差の中に収まり、越前の総数を上回るケースを想像することは容易ではない。以上のことから、全国規模でみた当時の越前国の稲の生産力がきわめて大きかったことは首肯されよう。

#### 四 天平期の越前国加賀郡における稲の保有量をめぐって

天平期の越前国を全国レベルでみた場合、稲の生産量がトップクラスであることは間違いないが、越前国の状況を郡別にみると、ここにもさらに大きな格差が認められる。とくに当時の加賀郡は全七郡の中でも穎稲の保有量から推定される稲の生産高は群を抜く存在であった。正税帳や郡稲帳にみられる郡別の穎稲の数値はそのことを明瞭に物語っている。越前国正税帳や郡稲帳は貴重なデータを残してくれているが、断簡であるために当面の検討に必要な項目に関して、全七郡については完全な数値を残している項目はきわめて限られている。さいわいにして残された全七郡について揃っている年度末のデータの中でも表2にあげた二つの数値はそのことを明瞭に証明している。

注目すべきデータのひとつは、天平二年の正税帳に年度末に残高として記載された正税穎稲の数量（項目a）である。これによると、加賀郡は二七万七千束あまりを保有しているが、越前全体の四割前後の値を示している。二番目に多い大野郡が二割弱、国衙が在った丹生郡が一割強であるから、加賀郡の突出ぶりは際立っている。比較のために当時の都があつた大倭国を例にとると、十四郡より構成された国全体の正税穎稲の残高が五万束余りである。紀伊国全体でも六万九千束余りである。加賀郡一郡で大倭国全体の五倍以上の穎稲を保有していたという事実をすればその数量の多さにはあらためて驚かされる。

もう一つのデータは、天平四年度の郡稲帳にみられる郡別の郡稲保有量（項目c）である。国内で年間に支出される数多の公的な費用を支弁するための財源であり、流動資金的な性格は正税よりも強いと思われるもので、その数量の多寡は当該地域の生産力を反映しているとみて大過ない。この数値によっても加賀郡は三四二七八



表2

項目		全7郡合計	敦賀郡	丹生郡	足羽郡	大野郡	坂井郡	江沼郡	加賀郡
a	天平2年度正税額稲残高(東)	716193.5	15303.7	74714.6	(36517.5)	(137892.5)	13.4	85811.1	277093.2
b	同上郡別比率		2.1%	10.4%	5.1%	19.3%	12.4%	12.0%	38.7%
c	天平4年度郡稲 <sup>※1</sup> (東)	93968.79	3614.6	3881.81	(19055.38)	(4371.57)	18337.6	(10429.00)	34278.83
d	同上郡別比 <sup>※2</sup> (%)		3.8 (3.7)	4.1 (1.8)	20.3 (-)	4.7 (0.8)	19.5 (22.2)	11.1 (-)	36.5 (42.2)
e	天平1年度正税額稲・穀残高 <sup>※3</sup>	—	—	622333.119	460376.922	—	379693.918	380993.930	628871.742
f	天平2年度正税額稲・穀残高 <sup>※3</sup>	2987591.177	78261.426	641577.119	479098.572	705812.888 <sup>※4</sup>		398370.330	684470.842
g	f項の郡別比率		2.6%	21.5%	16.0%			13.3%	22.9%
h	年間増加分(f-e)(東)	—	—	19244.000	18721.650	—	—	17376.400	5559.9100
i	年間の増加比率h/f	平均 5.1%	—	3.1%	4.1%	—	—	4.6%	8.8%

※1. 注15参照。 ※2. 括弧内の数値は年度末残高の郡別比(注15参照)。 ※3. 稲穀の数値は額稲に換算して合算、単位は束。

※4. 大野・坂井二郡の合計。注16参照。a項・c項の括弧内の数値は逆算によるもの。

束余であり、全体の三分の一以上をしめている。ちなみに天平二年度末の額稲と穀との総和をみると(項目f・g参照)加賀郡の数値は全体の二三%弱となり、大野郡と坂井郡の正確なデータが得られないが、国衙の所在郡である丹生郡を抜いてトップであることには変わりはない<sup>15)</sup>。

このように、加賀郡の突出ぶりは異常ともみえるが、倉の数値でみるとそれほどまでに目立った数値ではない。正税額稲の倉一間あたりの平均収納量を比較すると、加賀郡の額稲倉は九九〇〇束あまりでもっとも多く、越前国の平均値の約一・五倍であり、大型の倉の割合が大きかったとみられる。また年間の額稲の増加量(項目i)をみても九%近い数値を示し、もっとも多かったものと推定される。天平二年の一年間における正税倉の増設分は倉と屋で一〇間であったが、加賀・江沼郡が各三間ともっとも多く、坂井郡は二間、丹生・大野郡が各一間である。この年に新造された屋と称される大型の倉一間が加賀郡にのみみられるというのも年間の増加分が目立って多いという状況に対応しているとみると納得がいく。

天平期に集中して残されている諸国の財政帳簿からみた越前国の稲の生産力は全国のトップレベルにあったことは倉の数からみてもほぼ動かしがたい事実である。天平十年当時、五〇〇間以上の倉があったと推定したが、これは比較対象とした他の諸国の倉の数値には算入されている官稲混合以前の公用稲・地子稲・義倉などの数値を除外したかなり控え目の数値であり、これらの倉の間数も越前国の豊かな財源からみると相当な数にのぼったはずである。また、毎年の増加分も先に試算したような一定数が毎年増えるのではなく、増設数は年々拡大するはずであり、これらの数値も推計して加算すれば、上述の推定値を相当上回ると考えられる。

このように高い生産力を有する国の中にあつて、金沢地域を含む加賀郡は突出した地位をしめていた。正税や郡稲の額稲の保有量でいえば、ひとつの郡で七郡よりなる越前国全体の四割前後の稲を保有していたとみられる。加賀郡が天平二年度に正税出挙として公的に貸し出した稲は六万三千束余である。当時の郡司の大部分は道公氏がしめていたが、天平宝字五(七六一)年には加賀郡少領の道公勝石が私稲六万束を個人で貸し出していたために、連勅の罪で利息の三万束を没収されている<sup>16)</sup>。この郡司が貸し出していた六万束の私稲は天平二年度の加賀郡の公的出挙の貸付け額とほぼ同じ量の稲であるが、天平二年当時の大倭国の全体の額稲保有高を上回る

量でもある。道公勝石の行為は天平宝字五年のことであり、天平二年より約三〇年後のことであるが、このような大規模の営利行為は大倭国や紀伊国では想像しがたいことであり、豊かな稲の生産力を誇る加賀郡においてはじめて現実味をおびる話である。正史においてこのような行為を処罰したという記事は他にはなく、目に余るような営利行為が連年行われ、放置しがたい状況となり、もつとも大胆な例として道公勝石が処罰されたのであろう。周知のごとく、加賀郡は江沼郡とともに越前から分離され、弘仁十四（八二三）年には加賀国として独立するが、この二郡で越前国の全体の半分近くの稲穀を保有していたことをすれば充分納得できる<sup>10</sup>。稲穀の年間の増加率や増設される倉の数にしても、しられる限りのデータではトップであることから、その後に加賀郡に加速される蓄積量からみると、この段階では分離しなければバランスがとれない程にまで達していた状況を考慮してのことであり、分立のもつとも大きな要因となり得たであろう。

### まとめにかえて

奈良時代において文化が最も栄えたとされる天平時代を稲の生産力の面からみると、加賀・江沼郡を含む越前国は総体としてみてもすこぶる豊かな地域であったが、なかでも加賀郡はきわめて多量の稲を保有し、国全体の四割前後をしめていた。当時の都が存在した大倭国は、国の等級こそ越前より上の大国であったが、財政面からみるとすこぶる劣っていたのであり、加賀の一郡司が高利貸し資本として運用していた類稲程度しか保有していなかったという状況も確認できる。稲穀が財政の基軸であった古代において、それを収める稲穀倉の数量から推定される地域格差は予想をはるかに超えたものであった。加賀平野を有する加賀郡に注目した場合、大倭国一国の五倍以上の公的な稲を保有し、なおかつ毎年の公出挙の利息収入だけでも大倭国の全保有量の約六割に相当する三万束余を加えていたのである。財政面からいえば一郡で一国以上の規模に達していたのであり、上述した高いペースで稲を蓄積していった場合の地域格差は一層拡大することは誰の目にも明らかである。今後は稲に代表される古代の地方財政の想像以上に大きな格差を念頭におきながら歴史の様々な面を考えなおす必要がある。このことは加賀の地では伝統的な地方豪族であった一郡司が個人資産の一部を運用し、大倭国が保有する類稲の半分以上を稼い

ていたという一事をもってしても容易に理解されよう。この地域においては、道公勝石のような人物は少なくなかったはずであり、彼らの大胆な営利活動を可能にするような豊かな生産力をもつ地域でもあった。より詳細なデータと多くの研究成果に依って多面的な分析をすべき部分も少なくないが、ここでは大筋の見通しを立てることに主眼をおいて論述し、別の機会に再び検討したい。

### 注

- (1) 小論における「稲穀」とは、便宜的に類稲・米穀・粟・糯などを含むこととし、類稲と対比させて使用した場合は類稲を脱穀した状態の米穀を意味することとする。
- (2) 正税帳は大税帳とも称されるが、小論では正税帳に統一する。大税と正税の用語についても同様である。なお、大税と正税については、直木孝次郎「大税と正税」『続日本紀研究』一ノ一一（『奈良時代史の諸問題』所収）参照。
- (3) 拙稿「天平期越前に関する一考察―出挙と借倉・借屋をめぐって―」（『ヒストリア』五五）。
- (4) 加賀国が弘仁十四（八二三）年に成立した当初は加賀郡と江沼郡の二郡により成っていたことは周知のことであるが、それ以前における加賀・江沼の二郡は敦賀・丹生・足羽・大野・坂井の五郡とともに越前国を構成していた。小論では天平時代の加賀郡などを問題にするために越前国加賀郡として扱う。
- (5) 小論で「倉」と記した場合は、類稲や穀物を収納した収蔵設備全般を意味することとし、具体的には正倉・屋・借倉・借屋・倉下の一部または全体を意味することとする。拙稿「古代の稲倉をめぐる権力と農民―和泉地方を中心として―」（上）・（下）（『ヒストリア』六九・七四）。
- (7) 紀伊国の正倉の総数は内訳から計算すると九一間となり、帳簿の記載には一間分の誤差がある。いまはそのまま表記する。
- (8) 記載の差の意義をめぐっては、不破英紀「郡稲倉の管理形態よりみた官稲混合」（日野昭博士還暦記念会編『歴史と伝承』所収）を参照されたい。なお、この問題については別の機会に検討したい。
- (9) 例えば、公用稲は公用稲帳、義倉は義倉帳に記載されていたとみられる。越前国には天平二年度の越前国義倉帳の断簡（『大日本古文書』一―四二五頁）が残っている。また天平五年度の出雲国計会帳には「大税出挙帳一卷 郡稲出挙帳一卷 公用稲出挙帳一卷」（『大日本古文書』一―五九七頁）とある。その他の雑官稲の帳簿もそれぞれの財源別に作成されていたとみられる。
- (10) 雑色稲や官稲混合の意義などについては、藪田香融「出挙―天平から延喜まで―」（大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』所収、後に同氏著『日本古代財政史の研究』所収）他。

- (11) 『続日本紀』天平六年正月庚辰条に「勅令諸国雜官稻除賦起稻以外悉混合正税」とあり、天平二年度尾張国正税帳や天平五年度の出雲国計会帳の記載からも混合されていたことが確認されている。藪田香融「前掲論文」（注10）他。
- (12) 天平二年度の正税倉と天平四年度の郡稻倉の数値をもとにその後の増加分を推定して加えた概数である。より正確には郡稻以外の公用稻とか義倉他の雑色稻と称される稲や粟などを収納していた倉の数値も加えなければならぬが、複雑な推計を重ねることにするため捨象してある。
- (13) 『大日本古文書』一一三九六頁。
- (14) 『大日本古文書』一一四二一〇頁。
- (15) この数値は前年よりの繰越額に本年度の利息収入や不用馬や死馬の皮の売却益をくわえた数値である。この数値から本年度の支出分を引いた残額が最終的な繰越残高になるが、足羽・江沼両郡の支出額が不明であるため除外し、本年度の支出額を差し引く前の値を採用した。郡別の比率のうち、括弧内の数値は、本年度の支出額が分かっている五郡について、上記の数値から各郡の支出分を引いた当該年度の最終残高による比率である。なお、この年には加賀郡から特別に二〇〇〇束の稻を国衙のある丹生郡に送り、破綻状態にある丹生郡の郡稻を補強しているが、このような郡間の稲穀の移動などによって財政状態の調整を果たしていた者に鐘江浩之氏も指摘されるような郡司の実務に通じていた主政・主帳経験者で「国府に吸収されていた人材等の存在が考えられる。鐘江浩之『古代における国家と地域』（『歴史学研究』七二九）参照。

- (16) 大野郡と坂井郡の数値は不明であるが、坂井郡の前年よりの繰越高から計算される稲と穀の和は三八〇〇斛弱であり、当年の増加分を加えると年度末の数値は四〇〇〇斛前後である。かりに坂井郡の年度末の数値を四〇〇〇斛と仮定すると、不明郡は大野郡のみである。越前全体の数値がわかっているので逆算すると約三二〇〇斛となる。細かい数値は別として、両郡ともこれらの数値を大きく超えることは考え難いので、数量でみる加賀・丹生・足羽という順位には影響を与えない。
- (17) 拙稿、（注3）（注5）論文。
- (18) 米沢 康「郡司氏族の系譜―越前・越中の場合―」（『続日本紀研究』一〇―二・三合併号・四・五合併号、『越中古代史の研究』所収）・浅香年木「道氏に関する一考察」（『古代学』一八一―二。後に同氏著『古代地域史の研究』所収）他。
- (19) 『続日本紀』天平宝字五年二月戊午条に「越前國加賀郡少領道公勝石、出拳私稻六万束、以其違勅没利稻三万束」とある。
- (20) 水野 柳太郎『日本古代の食封と出拳』三章、他。